

厚生労働省

青森労働局

セクシュアルハラスメント等による精神障害の 労災相談窓口の開設について

青森労働局では、セクシュアルハラスメントなど職場のストレスによる精神障害に関する労災請求相談などについて、相談窓口を開設し資格を持った担当者（精神保健福祉士）が相談に応じておりますので、ご利用ください。

相談日： 毎月第4月曜日の午前9時から12時まで

なお、ご相談は予約制となりますので、必ず事前にお問い合わせください。

お問い合わせ先

〒030-8558

青森市新町二丁目4-25 青森合同庁舎2階
青森労働局労働基準部労災補償課

電話 017-734-4115